

職員の給与（期末手当及び勤勉手当）に関する 報告及び勧告

平成 21 年 5 月

高 知 県 人 事 委 員 会



21 高人委第 5 号
平成 21 年 5 月 14 日

高知県議会議長 元 木 益 樹 様

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直 様

高知県人事委員会委員長 起 塚 昌 明

職員の給与（期末手当及び勤勉手当）に関する

報告及び勧告について

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与（期末手当及び勤勉手当）について別紙第 1 のとおり報告し、その改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告を実現するため、速やかに必要な措置をとられるよう要望します。

職員の給与（期末手当及び勤勉手当）に関する報告

地方公共団体の職員の給与については、地方公務員法において「社会一般の情勢に適應するように適当な措置を講ずること」及び「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めること」が原則とされている。

本委員会は、この給与決定の原則に則り、本年 6 月に支給する本県職員(職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の特別給（期末手当及び勤勉手当）について、去る 5 月 1 日になされた人事院勧告の内容及び県内の民間事業所の協力を得て行った夏季一時金の特別調査の結果を踏まえて検討を行ったが、その結果は次のとおりである。

1 人事院勧告の内容

人事院は、民間労使の公表資料などから、昨年来の我が国の社会経済情勢の悪化に伴って本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況が前年より大きく減少することがうかがえ、その状況を一般職国家公務員の 6 月期の特別給の支給基準日である 6 月 1 日前に把握するため、通常 5 月から行う民間給与実態調査とは別に特別調査を実施し、その結果に基づいて一般職国家公務員の本年 6 月期の特別給の一部について支給を凍結する特例措置の勧告を行った。

その概要は次のとおりである。

人事院勧告の骨子

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

1 一般職国家公務員の特別給の改定に当たっての基本的考え方

一般職国家公務員の特別給（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給（ボーナス）の過去 1 年間の支給実績を精確に把握して支給割合に換算した上で官民均衡を図り、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本

2 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施

民間企業の春季賃金改定において夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況にかんがみ、民間企業における本年の夏季一時金の決定状況を把握する

ため、約 2,700 社を対象に特別調査を実施（4月7日～24日）

調査完了率 75.6%。夏季一時金決定済企業（決定済企業）340 社（企業割合：13.5%、従業員割合：19.7%）

現時点では、全体の約 8 割の従業員の夏季一時金が未定

決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、14.9%となっているが、製造業では 22.0%であるのに対し、非製造業では 6.0%と産業別に大きなばらつき

決定済企業の従業員割合も産業別にばらつきがあり、決定済企業における対前年増減率が 14.9%となったのは、決定済企業における製造業の従業員の割合が 5 割を超えていることが強く反映。調査対象全企業従業員ベースで見た対前年増減率は 13.2%。

3 特例措置の実施

民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12 月期の特別給で 1 年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年 6 月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当。現時点において夏季一時金の全体状況を精確に把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当

特例措置による凍結月数分は、6 月期の特別給の支給月数（2.15 月）に調査対象全企業従業員ベースで見た減少率（13.2%）を乗じて得た月数を 0.05 月単位で切り捨てた 0.25 月分相当とすることが考えられるが、民間の約 8 割の従業員の夏季一時金が未定であること、産業別の改定状況に大きなばらつきがあること、暫定的な措置であることを考慮すると、特別給の改定幅の最小単位 0.05 月分を差し引き 0.20 月分とすることが適当。その期末手当と勤勉手当への配分は、6 月期の特別給の構成比に従って実施

職 員	期末・勤勉手当合計月数（6 月期）		
	現行	凍結分	凍 結 後
一 般 職 員	2.15	0.20	1.95(期末:1.25(0.15) 勤勉:0.7 (0.05))
特定幹部職員	2.15	0.20	1.95(期末:1.1 (0.10) 勤勉:0.85(0.10))

特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を国会及び内閣に勧告

実施時期

の措置は、勧告を実施するための法律の公布の日から実施

2 県内の民間事業所における夏季一時金に関する特別調査の結果

1 で触れたように、人事院は、民間企業における夏季一時金の決定状況について、特別調査を実施した。

本委員会は、この調査が人事院と全国の人事委員会による共同調査のスタイルをとらず、人事院が単独で実施するものであること、その調査対象が全国で約2,700社と通常の民間給与実態調査の4分の1程度の規模であり、県内の民間企業(事業所)の状況が反映されるとは考えにくいことから、独自に県内の民間事業所の決定状況を調査することとした。

その調査結果等は、次のとおりである。

(1) 特別調査の概要

ア 調査の対象及び期間

県内の民間事業所の状況を把握するためには、通常の民間給与実態調査並みの規模で調査することが適当と判断し、事業所規模が民間給与実態調査の要件を満たす94事業所を対象として、4月16日から4月27日までの間に、郵送による特別調査を実施することとした。

イ 調査の内容

調査は、人事院の調査と同様に本年の夏季一時金の平均支給予定額及び平均支給月数並びに前年の夏季一時金の平均支給額及び平均支給月数等を内容としたが、中小企業が大半を占める本県においては、現時点では夏季一時金の支給額等を決定済の事業所が少ないことが予想されたことから、県内の民間事業所における動向を広く把握できるように、決定前の事業所についても、調査時点における見通しを回答してもらうこととした。

(2) 特別調査の結果

ア 調査の協力を依頼した県内94事業所のうち80事業所から回答があったが、このうち夏季一時金の支給制度がない6事業所を除いた74事業所について調査集計を行った。(調査完了率 78.7%)

調査集計した74事業所のうち、夏季一時金の支給額を決定(妥結)したとする事業所(以下「決定済事業所」という。)は14事業所で、これを調査対象事業所全体(母集団)に復元した場合の割合は19.8%となり、人事院の調査結果(13.5%)を上回った。

また、決定済事業所に勤務する従業員数を母集団に復元すると、その割合は19.8%で、人事院の調査結果(19.7%)とほぼ同じ割合となっており、本県においても母集団の約8割の従業員の夏季一時金が未定となっている。

(別表第1参照)

イ 決定済事業所における夏季一時金の対前年増減率は6.5%で人事院の調査結果(14.9%)に比べて、減少率が小幅となっている。

産業別に見ると、製造業が24.4%と大きな減少率を示したのに対し、「金

融・保険業、医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業」では増減が見られない(±0%)など、非製造業では減少率が3.1%となっており、産業別で大きな差が生じている。

また、決定済事業所が14にとどまったこともあり、「鉱業、建設業」では決定済事業所がないなど、本県の産業全体の動向を的確に把握したとは言いがたい側面も見られる。

ウ 決定済事業所の従業員割合を産業別に見ると、「電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業」が42.5%、「卸売・小売業」が33.3%と高い割合を示したのに対し、対前年減少率の高い製造業が15.0%にとどまっている。

この結果を反映して、決定済事業所の産業別従業員構成を母集団の産業別従業員構成に合わせて算出した場合の夏季一時金の対前年増減率についても、7.3%と人事院の調査結果(13.2%)に比べて減少率が小幅となっている。

(別表第2及び参考資料参照)

エ 参考までに決定済事業所以外の60事業所(年間一時金は決定しているが、夏季一時金への配分を決定していない4事業所を含む。)のうち回答(現時点での見通しを含む。)のあった29事業所の状況を重ね合わせてみると、全体として夏季一時金が前年より減少する傾向にあることがうかがわれる。

(下表参照)

夏季一時金の決定等の内容		集 計 事業所数	決定(妥結)済事業所数		回答済事業所数		未 定 事業所数
			夏季一時金	年間一時金	夏季一時金	年間一時金	
対 前 年	増 加	2					2
	据 置	20	8	1			11
	減 少	21	6	3	3	1	8
	未 定	31					31
計		74	14	4	3	1	52

(注)1. 「決定(妥結)済事業所」とは、調査時点で一時金の支給額等が決定又は労使交渉により妥結している事業所をいう。

2. 「回答済事業所」とは、調査時点で一時金の支給額等を回答はしているが、決定又は労使交渉による妥結には至っていない事業所をいう。

3 本県において採るべき措置とその内容

(1) 人事院は、今回の特別調査の結果から民間企業の夏季一時金が前年に比べて大きく減少することがうかがわれることから、民間の一時金と公務における特別給に大きな乖離があることは適当でないとし、一般職国家公務員の本年6月期の特別給の支給月数を0.2月分凍結することを勧告した。

(2) 一方、本県の特別調査では、決定済事業所における夏季一時金が母集団の全従業員ベースで、7.3%の減少となっており、人事院の調査結果(13.2%)と比べ

て小幅な減少にとどまっている。

この減少率の差は、人事院の調査が春季賃金改定の妥結時期が早く、労使の公表資料で大きな減少を示している自動車や電機などの大手製造業を含む大企業にウエイトを置いているのに対し、本県は通常の民間給与実態調査ベースで調査を行ったことなども影響したものと思われる。

なお、特別調査の結果の項で述べたように、県内の民間事業所では全体として、夏季一時金が前年に比べて減少する傾向がうかがわれる。

(3) 以上の状況を踏まえ、また、「社会一般の情勢への適応」及び「国や他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情の考慮」を給与決定の原則とする地方公務員法の趣旨からも、本県職員についても、人事院勧告に準じて本年6月期の特別給の支給月数の一部を暫定的に凍結することが適当と考える。

(4) しかしながら、本県職員の給与については、制度は国に準拠することを基本としながら、水準については県内の民間給与との均衡を念頭に置いて措置しており、その結果として6月期の特別給の支給月数は、国家公務員の支給月数を0.025月分下回っている。

また、本県の調査結果では決定済事業所が少なく、産業間のばらつきが大きいことや約8割の民間従業員の夏季一時金が未定であることなどを考え合わせれば、調査結果に現れた減少率は、県内の民間事業所の動向を的確に示しているとは言いがたいが、人事院の調査結果と比べれば小幅な減少にとどまっていることも一定の評価をする必要があると考える。

(5) 以上のことから、本県職員に対する今回の特例措置については、国家公務員と本県職員の間にある0.025月分の差を勘案し、本年6月期の特別給の支給月数を0.175月分凍結することが適当と判断する。

なお、期末手当及び勤勉手当間の配分等については、別表第3のとおりである。

(6) なお、今回の特例措置による凍結分に相当する支給月数の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、これまでと同様に、現在実施中の職種別民間給与実態調査において、県内の民間事業所における一時金の支給実績を調査したうえで、本年秋に必要な措置を勧告することとする。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、この勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別表第1 夏季一時金決定(妥結)済事業所の事業所割合及び従業員割合

事業所割合	従業員割合
19.8%	19.8%

(注)「事業所割合」及び「従業員割合」は、夏季一時金決定(妥結)済14事業所の調査実数に、抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した上で算出したものである。

別表第2 夏季一時金対前年増減率

夏季一時金決定(妥結)済事業所における対前年増減率	母集団の従業員ウエイトによる対前年増減率
6.5%	7.3%

別表第3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数

職員	期末手当	勤勉手当		凍結分	
				期末手当	勤勉手当
一般職員	1.25月	0.7月	0.175月	0.15月	0.025月
特定幹部職員	1.1月	0.85月	0.175月	0.10月	0.075月

再任用職員	0.7月	0.3月	0.10月	0.05月	0.05月
再任用職員 (特定幹部職員)	0.6月	0.4月	0.10月	0.05月	0.05月

任期付研究員及び 特定任期付職員	1.45月	-	0.15月	0.15月	-
---------------------	-------	---	-------	-------	---

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与（期末手当及び勤勉手当）について、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる月数分とすること。

(1) (2) 及び (3) に掲げる職員以外の職員

期末手当 1.25 月分（特定幹部職員にあつては、1.1 月分）

勤勉手当 0.7 月分（特定幹部職員にあつては、0.85 月分）

(2) 再任用職員

期末手当 0.7 月分（特定幹部職員にあつては、0.6 月分）

勤勉手当 0.3 月分（特定幹部職員にあつては、0.4 月分）

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員

期末手当 1.45 月分

2 本来平成 21 年 6 月に支給すべきものとして職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と 1 による期末手当及び勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

実施時期

この勧告を実施するための関係条例の公布の日